

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、直近となる令和2年の国勢調査において 74,412 人であり、年齢区分構成割合については、年少人口 12.21%、生産年齢人口 61.85%、高齢人口 25.92% となっている。年少人口と生産年齢人口は近年において減少傾向にある一方で、高齢人口は昭和55年より一貫して増加を続けており、少子高齢化が進んでいる。

平成28年経済センサス活動調査に基づき産業構造を俯瞰すると、全事業所数（事業所単位）3,269事業所のうち、上位3分野（産業大分類）では、「卸売業・小売業」（718事業所）、「宿泊業・飲食サービス業」（454事業所）、「製造業」（391事業所）となっている。

従業者数（事業所単位）29,108人のうち、上位3分野（産業大分類）では、「卸売業・小売業」（6,852人）、「製造業」（5,094人）、「運輸業・郵便業」（4,183人）となっている。

全売上高（企業単位）334,172百万円のうち、上位3分野（産業大分類）では、「卸売業・小売業」（136,908百万円）、「製造業」（95,074百万円）、「運輸業・郵便業」（25,765百万円）となっている。

全付加価値額（企業単位）68,110百万円のうち、上位3分野（産業大分類）では「製造業」（15,903百万円）、「卸売業・小売業」（12,607百万円）、「医療・福祉」（9,973百万円）となっている。

とりわけ製造業は、上記いずれの指標でも上位3以内で泉大津市の主要産業となっている。特に、繊維工業は、事業所数（事業所単位）が235事業所（全製造業中の60.1%）、従業者数（事業所単位）が1,769人（全製造業中の34.7%）、売上高（企業単位）が36,249百万円（全製造業中の39.4%）、付加価値額（企業単位）が7,438百万円（全製造業中の48.3%）と、いずれの指標でも製造業の中で次点を大きく引き離して第1位となっており、特に重要度が高い産業となっている。

以上のような状況において、中小企業等では働き手の高齢化や設備の老朽化、後継者不足による事業継承の問題などが顕在化していることから、少子高齢化の進行に伴う労働人口の減少が進む中、産業競争力の維持・向上を図るために、先端設備等の導入を促進する必要がある。

(2) 目標

導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入により、本市の中小企業者等の生産性が高まり、ひいては、更なる地域経済の活性化をつうじた「元気なまち泉大津」を達成するため、本計画期間内における先端設備等導入計画の認定件数を5件以上とする

ことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、小売業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の面積は13.73km²（令和3年6月24日付け告示）で比較的行政区域面積が小さい上、本市を構成する市街地・住宅地となっている内陸ゾーンと大阪湾に面する北西部の臨海ゾーンを俯瞰すると、全体的に事業所が点在していることから、対象地域は市域全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の基幹産業である製造業の企業数は、繊維工業が多くを占めているところであるが、市内産業全体の生産性の向上と競争力の強化を図るためにには、幅広い中小企業の先端設備等の導入を促進する必要がある。そのため、対象業種は全ての業種とする。

本市における企業数や売上高等の状況においては対象事業を限定する理由も特段なく、中小企業者による幅広い取組を促す本計画の趣旨から、全ての事業を対象事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月11日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。